第三項の表第一項の項	第一号厚生年金被保険者（旧適用法人等適用事業所に使用される者（平成九年三月三十一日以前の日から引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有し、かつ、旧適用法人等適用事業所に使用される者を除く。）、第二号厚生年金被保険者を除く。）	七十歳以上の旧適用法人等適用事業所に使用される者	
第三項の表第一項の項	第一号厚生年金被保険者（旧適用法人等適用事業所に使用される者（平成九年三月三十一日以前の日から引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有し、かつ、旧適用法人等適用事業所に使用される者を除く。）、第二号厚生年金被保険者、第三号厚生年金被保険者を除く。）	第一号厚生年金被保険者	第一号厚生年金被保険者（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第百十三条第一項第七号に規定する適用法人又は同法第百十一条の六第一項に規定する指定法人の事業所又は事務所のうち第六項又は第三項において「旧適用法人等適用事業所」という。）に使用される者（平成九年三月三十一日以前の日から引き続き被保険者の資格を有し、かつ、旧適用法人等適用事業所に使用される者を除く。）、第二号厚生年金被保険者、第三号厚生年金被保険者
		国家公務員共済組合の組合員	国家公務員共済組合の組合員
第三項の表以外の部分に限る。）	第一号厚生年金被保険者（旧適用法人等適用事業所に使用される者（平成九年三月三十一日以前の日から引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有し、かつ、旧適用法人等適用事業所に使用される者を除く。）、第二号厚生年金被保険者を除く。）	第二号厚生年金被保険者	第一号厚生年金被保険者（旧適用法人等適用事業所に使用される者（平成九年三月三十一日以前の日から引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有し、かつ、旧適用法人等適用事業所に使用される者を除く。）に限る。）
第四項の表第一項の項	第一号厚生年金被保険者（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第百十三条第一項第七号に規定する適用法人又は同法第百十一条の六第一項に規定する指定法人の事業所又は事務所のうち厚生年金保険法第六条第一項又は事業所で規定する適用事業所であるもの（以下この項において「旧適用法人等適用事業所」という。）に使用される者（平成九年三月三十一日以前の日から引き続き被保険者の資格を有し、かつ、旧適用法人等適用事業所に使用される者を除く。）、第二号厚生年金被保険者、第三号厚生年金被保険者を除く。）	第一号厚生年金被保険者	第一号厚生年金被保険者（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第百十三条第一項第七号に規定する適用法人又は同法第百十一条の六第一項に規定する指定法人の事業所又は事務所のうち厚生年金保険法第六条第一項又は事業所で規定する適用事業所であるもの（以下この項において「旧適用法人等適用事業所」という。）に使用される者（平成九年三月三十一日以前の日から引き続き被保険者の資格を有し、かつ、旧適用法人等適用事業所に使用される者を除く。）、第二号厚生年金被保険者、第三号厚生年金被保険者を除く。）
第四項の表以外の部分に限る。）	第一号厚生年金被保険者（旧適用法人等適用事業所に使用される者（平成九年三月三十一日以前の日から引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有し、かつ、旧適用法人等適用事業所に使用される者を除く。）に限る。）	第二号厚生年金被保険者	第一号厚生年金被保険者（旧適用法人等適用事業所に使用される者（平成九年三月三十一日以前の日から引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有し、かつ、旧適用法人等適用事業所に使用される者を除く。）に限る。）
第五項	第一号厚生年金被保険者（旧適用法人等適用事業所に使用される者（平成九年三月三十一日以前の日から引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有し、かつ、旧適用法人等適用事業所に使用される者を除く。）に限る。）	第二号厚生年金被保険者	第一号厚生年金被保険者（旧適用法人等適用事業所に使用される者（平成九年三月三十一日以前の日から引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有し、かつ、旧適用法人等適用事業所に使用される者を除く。）に限る。）
第六項の表以外の部分に限る。）	第一号厚生年金被保険者（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第百十三条第一項第七号に規定する適用法人又は同法第百十一条の六第一項に規定する指定法人の事業所又は事務所のうち厚生年金保険法第六条第一項又は第三項に規定する適用事業所であるもの（以下この項において「旧適用法人等適用事業所」という。）に使用される者（平成九年三月三十一日以前の日から引き続き被保険者の資格を有し、かつ、旧適用法人等適用事業所に使用される者を除く。）、第二号厚生年金被保険者、第三号厚生年金被保険者を除く。）	第一号厚生年金被保険者	第一号厚生年金被保険者（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第百十三条第一項第七号に規定する適用法人又は同法第百十一条の六第一項に規定する指定法人の事業所又は事務所のうち厚生年金保険法第六条第一項又は第三項に規定する適用事業所であるもの（以下この項において「旧適用法人等適用事業所」という。）に使用される者（平成九年三月三十一日以前の日から引き続き被保険者の資格を有し、かつ、旧適用法人等適用事業所に使用される者を除く。）、第二号厚生年金被保険者、第三号厚生年金被保険者を除く。）

第二十六条の二の見出し中「附則第十六条第九項」を「附則第十六条第十一項」に改め、同条の表以外の部分中「同条第九項」を「同条第十一項」に改め、同条の表第七十八条の十第一項の項中「国家公務員共済組合法による」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）をいう。以下この項において同じ。）による」に、「国家公務員共済組合法第七十七条第一項」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十七条第一項」に改める。

第二十六条の三中「第八条の二の八」を「第八条の二の六」に、「国家公務員共済組合法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改める。

第二十七条の見出し及び同条第二項中「管掌者」を「実施者」に改め、同条第三項中「管掌者」を「実施者」に、「改正後国共済法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号）」を「平成十二年国共済改正法」に改め、同条第四項中「管掌者」を「実施者」に改め、同条第五項中「管掌者」を「実施者」に、「平成十二年国共済改正政令第八条第一項第二号」を「平成十二年国共済改正政令附則第八条第一項第二号」に改める。

第三十条第一項中「管掌者たる政府に」を「実施者たる政府に」に改め、同項第一号中「管掌者」を「実施者」に改め、同項第二号中「附則第十六条第七項」を「附則第十六条第九項」に、「管掌者」を「実施者」に改め、同条第四項中「管掌者」を「実施者」に改める。

第三十一条第一項及び第二項中「管掌者」を「実施者」に改める。

第三十五条第一項中「管掌者」を「実施者」に、「改正後国共済法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改め、同条第二項中「厚生年金保険法」を「平成二十七年経過措置政令第八十四条の規定により読み替えて適用する厚生年金保険法第六十条第一項第二号ロ及び平成二十四年一元化法附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法」に、「国家公務員共済組合法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「私立学校教職員共済法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法」に改め、「準用する」の下に「私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第八十九条第一項第二号ロの規定を適用する」を加え、「地方公務員等共済組合法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法」に改める。

（平成十二年度、平成十四年度及び平成十五年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度の改正に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第六条　平成十二年度、平成十四年度及び平成十五年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度の改正に伴う経過措置に関する政令（平成十二年政令第百八十号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「管掌者」を「実施者」に改める。

第十八条中「附則第二十一条第十項」を「附則第二十一条第十三項」に、「第九項」を「第十二項」に改める。

第十九条中「附則第二十一条第十項」を「附則第二十一条第十三項」に、「同条第一項第一号及び第二号」を「同条第一項各号」に改める。

第二十一条（見出しを含む。）中「附則第二十一条第十一項」を「附則第二十一条第十四項」に改める。

第二十二条第一項第一号中「第六条の二」を「第六条の三」に改める。